

「登録基準2. 認知症の人にやさしい取組を実施していること」とは？

以下の認知症の人にやさしい取組（1）から（7）の□の項目のうち、1つでも取り組んでいるものがあれば、登録申請が可能です。

※（1）から（7）のすべての項目に取り組んでいる必要はありません。

例えば、（1）の「□認知症サポーターがいる店舗であることを明示している」のみに取り組んでいる場合でも登録申請は可能です。

（1）認知症サポーターがいる店舗（事業所）であることの明示

- 認知症サポーターがいる店舗であることを明示している
（ステッカーの掲示等）
- 従業員個人がサポーターであることを明示している
（サポーターカードやオレンジリングの着用等）

（2）認知症の人にやさしいサービス

- 自宅まで配達する
- 自宅配達時に安否確認をする
- 店舗まで送迎する
- 出張サービスをする
- 何か起きた際に事前に登録した家族に連絡する
- 一対一での支援（買い物、ATM操作等の補助）ができる

（3）認知症の人にやさしい店舗（事業所）づくり

- ゆっくり支払いができる優先レジを設置している
- サポートが必要な時に従業員を呼ぶことができる押しボタン等を事業所内に設置している
- 車いすでの利用ができる
- バリアフリー対応の多目的（多機能）トイレがある
- 休憩できるスペースがある

（4）認知症の人にやさしい商品構成等

- 値札などに大きな文字を使っている
- 商品を見やすい位置に配置している
- 少量販売をしている

（5）認知症の人を含む高齢者が交流できる場

- 自由に使える交流スペースがある
- 交流スペースを貸出している
- 認知症カフェやサロンを実施している

(6) 従業員への環境整備

- 認知症の人への「接遇マニュアル」を作成し、職員へ周知している
- 認知症サポーター以外の従業員へも認知症に関する社内研修を実施している
- 若年性認知症の方の就労支援をしている
- 介護離職防止のための取組をしている

(7) 市町村等の認知症施策への協力

- 市町村の行方不明時の見守りネットワーク等に参画している
- 行政の認知症啓発リーフレットの配架、ポスターの掲示等に協力している